

第29回（平成29年1月27日）

○福浦総務課長 それでは、定刻となりましたので会議を始めます。

本日は、阿部委員と加藤委員が御欠席でございます。

それでは、今後の会議の進行につきましては、堀部委員長をお願いいたします。

○堀部委員長 ただいまから、第29回個人情報保護委員会を開会いたします。

本日の議題は5つです。

議題1「医療関連分野における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス（案）について」です。事務局から説明をお願いします。

○事務局 よろしくをお願いいたします。

それでは、お手元の資料1-1をご覧ください。「医療関連分野における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス（案）について」、御説明をさせていただきます。

まず、医療関連分野では、医療介護分野と医療保険分野の2分野において4つのガイダンス（案）を策定することとしております。これまでの委員会における審議の内容につきましては、資料の3ページをご覧ください。昨年9月30日に開催されました第19回委員会資料からの抜粋になりますが、この委員会の場で、汎用的なガイドラインを定めることと、その通則ガイドラインを基礎として、医療分野において別途の規律を定めることについて、御了解をいただいております。

医療分野における別途の規律を定めるに当たっての基本的な考え方ですが、4ページに記載をしております。まずは医療関連分野の現行のガイドラインの内容を見てみますと、医療介護の現場または医療保険事務の現場の実務に当てはめた際の詳細な留意点・事例をまとめた内容となっております。その位置付けを踏まえて、今回、名称を「ガイダンス」としたいと考えております。さらに、そのガイダンスについては、個人情報保護委員会と厚生労働省との連名による通知として新たに定めることとします。なお、現行のガイドラインは厚生労働省において廃止する予定です。

新たに定めるガイダンスは、個人情報保護委員会が定める通則ガイドラインを基礎とし、医療関連分野においてさらに必要となる別途の規律として、医療関連分野の留意事項や分野特有の具体的事例を列挙したものと取りまとめることとします。

さらに、取りまとめに当たっては、現行のガイドラインの考えを維持するとともに、法改正に伴い新たに必要となる規定を盛り込んだ上で、医療・介護の現場や医療保険事務の現場に混乱や支障が生じないように留意することとします。

最後ですが、このガイダンスに特に定めのない部分については、個人情報保護委員会が定める通則ガイドラインのほか、3つのガイドラインを適用することとしたいと考えています。

ガイダンスの主な内容については、5ページ以降にまとめさせていただきます。

まず1つ目、従前の考えを維持するということですが、医療介護の現場または医療保険事務の現場で行われてきた、かつ現行ガイドラインで認められている運用上の工夫につ

いては、引き続き記載をすることとしたいと考えています。

「①匿名化」、これは個人情報から氏名などの個人を識別する情報を取り除くことで、現行ガイドライン上は特定の個人を識別できないようにすることと定義がなされています。現行ガイドラインで学術研究目的のために認めてきたものです。新たに定めるガイダンスにおいても、匿名化の定義を引き続き記載していきたいと考えています。また、今回の法改正によって匿名加工情報という新たな概念が入りましたので、匿名化と匿名加工情報との違いを明確にしております。

「②黙示の同意」、これは第三者提供時の本人同意の方法です。例えば医療介護の現行ガイドラインにおいては、患者への医療の提供に必要で、個人情報の利用目的として院内掲示等により明示されている場合には、黙示の同意が得られていると整理されていますが、これについても引き続き、新たに定めるガイダンスの中で記載をしていきたいと考えています。同じように、健康保険組合等の現行ガイドラインにおいても、被保険者等にとって利益となるもの、または医療費通知等健保組合等の負担が膨大で明示的な同意を得ることが必ずしも被保険者等本人にとって合理的であるとは言えないもので、ホームページ掲載等により明らかにしている場合は、黙示の同意が得られていると整理をされてきております。この考え方についても、新たに定めるガイダンスに引き継いでいきたいと考えています。

続きまして、6ページをご覧ください。ここからは、法改正に伴って新たに必要となる規定を盛り込んだ内容です。

①ですが、5,000件要件の努力義務規定を削除いたしまして、小規模事業者にも規律が適用されることを明確にしております。

さらに②として、個人識別符号、要配慮個人情報、匿名加工情報について定義を記載しております。

「③要配慮個人情報の取得時における本人同意の在り方」について、その考えを記載しています。例えば医療介護ガイダンスにおいては、患者による受診の申し出の行為をもって、その医療機関が患者の要配慮個人情報を含めた個人情報を取得することについて本人の同意があったものと解する旨を記載しております。さらに、要配慮個人情報の取得の例外についても具体的な事例を示した上で、本人同意を得る必要はない旨を記載しています。同じように、健康保険組合等ガイダンスにおいては、あらかじめ本人同意を得るという原則を示しつつ、要配慮個人情報の取得の例外について事例を記載し、本人同意を得る必要はない旨を記載しています。

「④外国にある第三者への提供の制限」について、医療関連分野の通常の業務として想定され、外国にある第三者への提供に当たっての留意事項を記載しております。趣旨としましては、外国にある事業者個人データの取扱いを委託する場合、法第4章第1節の規定の趣旨に沿った内容の契約が締結されていれば差し支えない旨を記載しています。

続きまして、7ページです。「⑤第三者提供に係る記録の作成等」について、医療関連

分野の通常の業務として想定され、記録義務が適用されない具体的な事例をそれぞれのガイドランスにおいて記載しています。7ページの表にあるものは、医療介護ガイドランスにおける主な事例、あるいは健康保険組合等ガイドランスにおける主な事例として、第三者提供に係る記録の作成において、記録義務が適用されない場合を列挙したものです。ここに記載の内容を、それぞれのガイドランスの中で具体的に事例として記載しております。こういった事例を参考にいただきながら、条件に該当しない場合には記録の義務が適用されるため、記録の作成方法や記録事項及び保存期間等をガイドランスに記載しています。

続きまして「⑥第三者提供を受ける際の確認等」について、医療関連分野の通常の業務として想定され、確認・記録義務が適用されない留意事項、条件を記載しております。これらに該当しない場合は、確認・記録義務が適用されるため、確認の方法、記録の作成方法、記録事項及び保存期間等を記載しております。分かりやすい事例、留意点を取りまとめて、医療・介護関係事業者、保険者の皆さんの業務に資するようガイドランス案を取りまとめました。

説明は以上です。御審議をよろしくお願いいたします。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いします。

丹野委員、どうぞ。

○丹野委員 御説明ありがとうございます。

今回のガイドランス（案）ですが、医療介護、医療保険者の関係の方々がある意味、首を長くしてお待ちになっていたものだと思っています。今の御説明の中でもあったように、現行のガイドラインの考えを維持しつつ、法改正による新たな規定を盛り込み、しかも、実際の医療介護、医療保険の現場に混乱や支障を起こさないように留意したものになっていると考えております。

例えば現行のガイドラインは、先ほどの御説明にありましたように、第三者提供する際の本人同意については、利用範囲を施設内、院内に掲示するなどのいわゆる黙示の同意が規定されています。これは医療分野に特有の運用上の工夫ですが、患者側、消費者側からも、個人情報の保護と適正な医療の提供の両方を満たすものと理解、認識されている部分だと思います。今回の案では、この黙示の同意についても、そのまま維持されていますが、これは医療介護、医療保険のそれぞれの事業者の事業運営の継続性の観点からも、患者・消費者側の権利利益の保護の観点からも、非常に合理的で適切だといえますし、制度改正の円滑な移行に資するものだと考えています。

以上です。

○堀部委員長 他にいかがでしょうか。

大滝委員、どうぞ。

○大滝委員 先ほど5ページでも御説明があったのですがけれども、特にこの医療関連分野の中では匿名化ということが既に実態としてずっと行われてきていて、現場の中でも匿名

化ということと匿名加工情報との区別や、定義の違いということによって混乱をしてしまうなど、特に研究・学術目的での匿名化がこの後どうなるのかということについて、現場でかなり不安があったかと思うのですが、2つをきちんと区別して、明確にガイダンスで定義した上で、匿名化については、それをきちんとこれまでどおり引き続いて実施していくことを謳って、研究や学問の自由についてもしっかりと保障できているといたしますか、そういうことについては現場の皆さんからも支持が得られるような内容になっているのではないかと思いますので、是非こういうものを評価した上で、誤解のないような形できちんとガイダンスの中で伝えていただければいいのではないかと思います。

○堀部委員長 ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。

宮井委員、どうぞ。

○宮井委員 私からは、法改正に伴って新たに必要となる規定の盛り込みという観点で、今、お二人の委員からも御発言があったように、今回の法改正に伴って、現場の方からすると、現場の混乱や作業性の負担といったところが懸念されると思うのですが、本ガイダンス（案）は、現場の実務を十分に踏まえたものでありまして、要配慮個人情報の取得時における本人同意のあり方、医療現場への配慮や患者の負担軽減の観点から、合理的な解釈であると思います。一々本人に確認をするのは非合理であると思いますので、とても合理的な考えであると思います。

また、地域医療連携の観点からも、必要な個人データのやりとりに関しても、本人に代わってということで解釈をしていて、確認・記録義務が適用されないと整理されたことについても、今回、大変合理的な解釈であるのではないかと思います。

○堀部委員長 ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。

嶋田委員、どうぞ。

○嶋田委員 1点だけ確認なのですが、今、個人情報の相談窓口の受付状況を見ていますと、医療分野のガイドラインはまだですかと、ガイドラインという言葉がずっと出てきておりますので、一般的にはガイドラインという名称で認識されていると思われまして。今回このガイダンスという名称にした背景をもう一度整理して確認しておきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。突然出てきていますので、その辺はいろいろな事情、もちろんガイダンスという言葉がふさわしいものになっていると思いますが、ガイダンスという表現に変更した背景を、もう一回確認しておきたいと思ひます。

○事務局 厚生労働省が定めた現行ガイドラインは、ガイドラインという名称を名乗っていますが、内容をよくよく見てみると、個人情報保護法の規律に加えて別途定めたものではなく、個人情報保護法に沿って、医療介護の現場、あるいは医療保険事務の現場の実務に当てはめた際の詳細な留意点、あるいは具体的な事例をまとめた内容であり、その考え方をより明確とするため、ルールや規律を定めたガイドラインとは区別して、ガイダンス

と整理したところでは。

○嶋田委員 通則ガイドラインがあって、医療介護の現場の実務に当てはめていったときの留意事項や事例を示すものだからガイダンスであるという理解でよろしいですか。

○堀部委員長 山本参事官、どうぞ。

○山本参事官 はい、そのとおりです。今、事務局から説明した内容、こちらの委員会資料も含めて御了承いただければ公表させていただくとともに、まさにお問い合わせのものは関係法の適用の対象となる事業者さんだと思いますので、厚労省とよく協力いたしまして、新たなガイダンスについて適切に周知、理解が進むように、施行に向けて取り組んでいくことといたしたいと思います。

○堀部委員長 他にいかがでしょうか。

嶋田委員の御指摘の点についてですが、特定個人情報、すなわち、個人番号をその内容に含む個人情報のときにもガイダンスという言葉を使ってみようかと思ったことがあります。そのときは使いませんでしたので、今回、こういう形で使うことになったのは、この委員会としては初めてということになります。ということで、理解をしていただくように説明をしていく必要があります。

医療分野と個人情報保護との関係は難しいところがありまして、外国でも多くの議論が交わされてきています。2003年、平成15年の個人情報保護法の制定のときも、医療関係者からはいろいろな問題が投げかけられました。特に患者のプライバシーや個人情報を守るということは、古代ギリシャの医師ヒポクラテスの時代からそうなのであって、今に始まったことではない。そういう長い歴史があるので、医療関係者はそういうことを十分理解しているというような指摘なども受けたりしました。厚生労働省が、アメリカから人を呼んでシンポジウムを開くから出てきて説明してほしいという要請もあり、個人情報検討部会の座長を務めていましたので、説明し、議論しました。個人情報保護法のグラウンドデザインを明らかにした頃は、日本学術会議の会員でありましたので、今は部の構成が変わりましたが、当時は第2部が法律・政治で、第7部が医学関係でした。第7部の会員の方々が研究会を作って検討したい、私が個人情報検討部会の座長だから、出てきて説明してほしいということで、随分説明をし、意見交換もし、理解を求めたりしました。

というようなことで、この問題についてはかなり議論をしてきました。特に医学研究者からしますと、医学研究がこれでかなり制約されるのではないかとということもあって、研究面でのガイドラインを作ったりするのにも関わりました。個人情報保護法の検討過程で、大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者が学術研究の用に供する目的で、個人情報等を取り扱う場合には、個人情報取扱事業者の義務等の規定は適用しないこととするということは考えられていましたので、医学研究もそこに入るということを説明して、理解を得てきたところではありますが、恐らくこれからもいろいろな問題が提起されることになるかと思えます。

それでは、ただいまの案をパブリックコメントに付し、いろいろな御意見が出てくるかと思しますので、そういった意見も踏まえまして、内容の検討を進めていくことにしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○堀部委員長 ありがとうございます。

それでは、そういうことで進めていきたいと思っております。

次に、議題2「行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令案について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 よろしく願いいたします。

では、資料2に沿いまして御説明させていただきます。本件につきましては、「1. 趣旨」に書いてございますように、行政機関あるいは独立行政法人等の各個人情報保護法の改正法の施行に伴いまして、関係政令の改正を行うものでございます。

なお、※にございますように、本政令案につきましては、昨年12月9日から約1カ月間、総務省においてパブコメを実施しまして、1件の賛成意見が寄せられたところでございます。

「2. 政令案の主な内容」に入ります前に、参考1をご覧くださいと思います。2枚物になってございます。本法の概要、アウトラインを示したものが参考1でございます。簡単に申しますと、内容といたしましては、1、2、3に書いてございますように、国の行政機関におけます匿名加工情報制度の導入と、2番目としましては、これら匿名加工情報につきましては個人情報で一元化する。したがって、本委員会において監視監督をするというものでございます。3番目といたしましては、昨年の改正個人情報保護法に基づきまして、個人情報の定義の明確化、あるいは要配慮情報の定義について、新設したものでございまして、基本的には、本法の定義につきましては、個人情報保護法並びにというものでございます。

次に、2ページ目をご覧くださいと思います。今回、行政機関等を非識別加工情報と呼んでおりますけれども、この制度作成の仕組みにつきまして、簡単にポンチ絵にさせていただきました。民間事業者と行政機関との間のやりとりの中で作成されるところが特徴として挙げられるものでございます。具体的には、真ん中に矢印が書いてございますように、まずは民間事業者から提案を受け、提案を受けた行政機関がそれを審査する。審査で適合した後は、両者において匿名加工情報に係ります利用契約を締結し、その後、行政機関におきまして匿名加工情報を作成し、民間事業者に提供するというスキームでございまして、それで下の個人情報委員会におきまして、官民を通じて一元的に所管するというものでございます。

縦の1枚目の資料に戻りまして、以上の考え方に基づいて政令案を整理したものでござ

います。

「2. 政令案の主な内容」をご覧くださいと思います。3つほど挙げさせていただいております。1番目、2番目につきましては、基本的には個人情報保護法と同様な定義規定を政令案において定義しているものがございまして、何ら変わりはないものでございます。ただし、(2)に非識別加工情報ファイルと書いてございますけれども、これにつきましては、個人情報保護法の施行令で規定しています匿名加工情報データベースと同様の内容を非識別加工情報ファイルと呼んでおります。この内容といたしましては、御案内のとおり、一定の規則性あるいは容易検索性を持たせた集合体というところで定義をさせていただいております。

(3)で手数料の納付方法でございまして、先ほどの参考1の2ページに、契約を締結する際に手数料を納付すると書いてございますけれども、その際の手数料額を政令案で示したものでございます。2パターンございまして、1つは、基本料に相当する額でございまして、1提案当たり2万1,000円、プラス1時間ごとに3,950円がかかってくるというパターン。もう一つは、2万1,000円に外注をした場合の実費相当額をプラスした額。この2パターンが考えられます。これを政令案によって規定しているものでございます。

②でございまして、原則として納付方法につきましては、収入印紙によって納付をするものでございまして、その様式につきましては、後ほど説明いたしますけれども、委員会規則において委任をされているものでございます。

「3. 今後の予定」でございまして、2月10日に閣議決定を予定しております。基本的には総務省と財務省とともに共同請議をするという形で取り運びを考えております。

なお、施行につきましては、※に書いてございますように、改正個人情報保護法の全面施行日と同時期を予定してございます。

続きまして、参考でございまして、参考2の委員会規則及びガイドラインにつきまして、若干触れさせていただきます。

まず、1番目の委員会規則でございまして、本法につきまして、幾つか手続規定が委任されてございます。これらの手続規定につきまして、具体的には提案の募集から結果通知、加工情報の作成、安全確保の措置に至るまで、その詳細手続につきまして規定するというところでございます。

2番目でございまして、ガイドラインにつきましては、加工基準ですとか安全管理措置といったものにつきまして、先般の委員会ガイドラインの匿名加工情報編の考え方に準拠した形でこれを作成したいと考えてございます。

説明は以上でございまして、御審議のほど、よろしくお願いたします。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見を申し上げます。

特に御発言がありませんので、ただいまの説明にありました政令案については、この案

のとおり閣議請議手続を進めることとしてよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○堀部委員長 それでは、進めさせていただきます。

また、行政機関関係では非識別加工情報となっておりますので、その非識別加工情報に関する委員会規則及びガイドラインの策定につきましては、ただいま説明がありました方向性で検討を進めることとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○堀部委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

どうもありがとうございました。

次は、議題3「マイナンバーガイドライン改正案のパブリックコメント実施について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局 お手元の資料の3-1に基づきまして「『特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン』の改正について」ということで、いわゆるマイナンバーのガイドラインの改正について御説明をさせていただきたいと思っております。

表紙をめくっていただいて、1ページ目でございます。

まず、「1 改正の必要性」で、そこの表に記載しておりますとおり、平成27年9月3日に、「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律」、いわゆる個人情報保護法等改正法が成立、公布されております。

もう一つ、平成28年5月20日に、「行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律」、いわゆる行政機関個人情報保護法等改正法が成立、公布されております。

これらの改正法を受けまして、2つ目のチェックにございますとおり、マイナンバーガイドライン事業者編及び別冊金融業務並びに行政機関等・地方公共団体等編につきまして、各改正法に対応するための改正が必要であるということでございます。

「必要な改正は以下のとおり」という3つ目のチェック以降に、(1)、(2)と掲げさせていただきました。

まず、「(1) 個人情報保護法等改正法第2条による個人情報保護法の改正及び個人情報保護法等改正法第5条による番号法の改正に対応するための改正」です。矢印が1つ中に入っておりますとおり、マイナンバーガイドライン行政機関等・地方公共団体等編につきましては、上記に加え、行政機関個人情報保護法等改正法第1条による行政機関個人情報保護法の改正及び行政機関個人情報保護法等改正法第2条による独立行政法人等個人情報保護法の改正に対応するための改正ということになります。

また、「(2) 個人情報保護法等改正法第6条による番号法の改正に対応するための改正」ということで、(1)、(2)に対応するための改正が必要ということになります。

次に、資料の2ページ目に進んでいただきまして、「2 主な改正の内容」です。

まず、「(1) 個人情報保護法等改正法第2条及び第5条関係、行政機関個人情報保護法等改正法第1条及び第2条関係に対応するための改正」の御説明をいたします。

事業者編と行政機関等・地方公共団体等編の共通項目といたしまして、個人情報の定義の明確化や、個人番号が個人識別符号に該当する旨を追記しております。

2つ目として、マイナンバーガイドラインQ&Aにあった内容を別添安全管理措置に明記しております。具体的には、①は事業者編の関係になりますが、中小規模事業者該当するか否かの判断に用いる従業員の定義を別添安全管理措置に明記しております。②として復元不可能な程度に裁断可能なシュレッターの利用ということで、こちらも別添安全管理措置に明記をしております。これらのQ&Aから別添安全管理措置に明記したところの理由でございますが、(※10)に記載させていただきましたとおり、外部からの問い合わせや内容の誤解が非常に多かったところございまして、別添安全管理措置の本体の中にきちんと明記することによって、皆様の理解を図っていくための措置となります。

次に、その下のマイナンバーガイドライン事業者編の単独の改正項目です。

まず、1つ目のチェック、「『個人情報取扱事業者でない個人番号取扱事業者』に関する記述を全面的に削除」といたしまして、この「個人情報取扱事業者でない個人番号取扱事業者」というのがやや分かりにくいので御説明をさせていただきます。(※12)に掲げさせていただきましたとおり、個人情報保護法は、いわゆる5,000件要件を満たさない事業者を個人情報取扱事業者から除外して、同法の適用対象を限定しているところでございます。これに対して番号法につきましては、個人情報取扱事業者から除外された事業者、これがいわゆる個人情報取扱事業者でない個人番号取扱事業者になりますが、こういう事業者に対しても、個人情報保護法に準じた規定を設けているところでございます。これについて、個人情報保護法等改正法第2条の全面施行後におきましては、個人情報データベース等を事業の用に供している全ての事業者が個人情報取扱事業者となるため、上記の番号法における個人情報保護法に準じた規定が不要となります。番号法の法律自体、規定の削除がされておりますので、マイナンバーガイドラインにおきましても、記述を全面的に削除したものでございます。

2つ目のチェックですが、従来、主務大臣が定める個人情報ガイドラインを遵守していただくのを前提で記載させていただいておりましたが、個人情報保護委員会で一元的に個人情報保護法ガイドラインを策定いたしましたので、今後につきましては、こちらの個人情報保護法ガイドラインを遵守していただきたいというものに修正をしております。

続きまして、資料の3ページに進んでいただいて、事業者編特有の改正項目の続きですが、1つ目、利用目的の変更に関する要件ということで、「相当の関連性」から「関連性」に修正がされているものと、2つ目、個人データの消去に関する努力義務について、個人情報保護法で追加されておりますので、ガイドラインでもそれを追記しているところです。

3つ目、別添安全管理措置における中小規模事業者から除外される事業者についての形

式的な修正ということで、一部抜粋になりますけれども、右側の現行の「個人情報取扱事業者」ということで、従業員100人以下の事業者であっても、個人情報取扱事業者に該当する事業者については、中小規模事業者から除外するという取り扱いをしているところがございます。左側の改正案につきまして、「その事業の用に供する個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数の合計が過去6月以内のいずれかの日において5,000を超える事業者」ということで、従来の個人情報取扱事業者に該当するか否かでいうところの5,000件要件を、そのままこちらの改正案に入れさせていただきまして、実質的に中小規模事業者の範囲が変わらないように、形式的な修正をさせていただいております。

次に、別冊金融業務のところですが、従来は、こちら金融庁が作成しておりました「金融分野における個人情報保護法に関するガイドライン」を遵守していただくことが前提になっておりましたが、こちら個人情報保護委員会と金融庁の連名でガイドラインを定めていくことになっているということでございますので、その旨を追記して明確化しております。

続きまして、4ページ目は、「(2)個人情報保護法等改正法第6条関係に対応するための改正」です。こちらは全てのガイドライン共通の項目になりますけれども、改正後の番号法第19条第8号に基づく情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携に関する規定に対応する修正ということで、いわゆる独自利用事務についての情報連携に関するものでございます。

主な改正内容としては①から④で、①は用語の定義で、新しく「条例事務関係情報照会者」及び「条例事務関係情報提供者」が法律に規定されておりますので、そういった定義をガイドラインにも盛り込んでおります。

②は特定個人情報を提供できる場合として、条例事務関係情報提供等事務に係る事項ということで、この独自利用事務についての情報連携が特定個人情報を提供できる場合として規定されておりますので、それも追記をしているところです。

その他、③④につきましても、その情報連携のときに情報等の記録を残すことや、様々な規定がありますので、同じようにこの情報連携に関する規定を追記しているところがございます。

「3 施行日」でございますが、各改正法の施行日につきまして、「(1)個人情報保護法等改正法第2条及び第5条関係、同法第6条関係」につきましては、平成29年5月30日に施行となっております。また、「(2)行政機関個人情報保護法等改正法第1条及び第2条」につきましては、上記(1)の個人情報保護法等改正法と同時期に施行予定となっております。したがって、マイナンバーガイドラインの事業者編及び別冊金融業務編につきましては、上記(1)の平成29年5月30日から、そして、マイナンバーガイドラインの行政機関等・地方公共団体等編につきましては、それと同日に施行予定という法律になっておりますので、同じくその施行日から施行させていただきたいということでご

ざいます。

「4 その他」ということで、今回のマイナンバーガイドライン事業者編及び別冊金融業務編の改正に伴いまして、マイナンバーガイドラインQ&Aについても、あわせて整理をさせていただきたいということでございます。

今回のこの改正案につきまして、パブリックコメントに付させていただきたいというところでございますが、お手元の資料3-2、こちらが事業者編のガイドラインは告示になっておりますので、告示を改正するものの改め文、資料3-3が新旧対照表になっております。事業者編のガイドラインにおきましては、この2つの資料について、パブリックコメントに付させていただきたいというところです。

また、資料3-4、左上に巻末資料と書いてあるものでございます。こちらはガイドラインの告示を構成するものではないのですが、委員会のホームページにガイドラインを掲載するときなど、どの場面で、ガイドラインのどこが適用されるか、ないしは法律の適用は第何条の適用があるかというところを分かりやすく示すために、巻末資料としてホームページで公表しております。今回、パブリックコメントにかけさせていただく際にも、関連資料という形でこちらを掲載させていただきたいと考えております。

資料3-5から3-7におきましては、行政機関等・地方公共団体等編のガイドラインということで、同じく改め文、新旧対照表、巻末資料という構成になっております。

私からの説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見を願ひします。

嶋田委員、どうぞ。

○嶋田委員 法改正に伴う形式的な改正とはいえ、元々の量がたくさんありましたので、大変な作業になったのではないかと感じております。ありがとうございます。

特に外部からの問合せや誤解が多かったものを、この際に組み入れの場所を変えたりとか、私がざっと見た限りでも、「持ち出し」というのは「持ち運ぶ」に変わっていたり、細かいところを本当によく反映させていただいて、ありがとうございます。

今後とも、是非このような利用者の声を反映されて改正していくと、委員会の信頼性も高まるのではないかと思います。

一見すると大変膨大になっておりまして、実質的な内容の変更なのかと誤解する方も多いかと思っておりますので、法改正に伴う形式的な改正であるということを、私たちも含めて丁寧に説明していくことが重要であると考えております。

以上です。

○堀部委員長 ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。

それでは、今回の改正に伴う問題等は、説明があったとおりですので、そのことを反映し、こういう内容でパブリックコメントを実施しまして、どういう意見が出てくるか分か

りませんが、それを踏まえまして、更に対応していくことにするというので、よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○堀部委員長 それでは、そのように進めさせていただきます。

なお、Q&Aなどもいろいろと整理しなければなりませんので、引き続き、よろしくお願い致します。

次に、議題4「独自利用事務の届出書の承認」についてであります。事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 資料4「独自利用事務の情報連携に係る届出の承認について」御説明をさせていただきます。

(1) 番号法9条2項の「条例で定める事務」、いわゆる独自利用事務につきましては、委員会規則で定める要件を満たすものについて、法定事務に準じて情報連携することが可能であるとされています。

委員会ではこれまで、地方公共団体の運営に資するため、情報連携の対象となる独自利用事務の事例を公表してまいりました。これまでに公表した事例を別紙に掲げております。現在、32の独自利用事務を対象としておりまして、地方公共団体よりこれらに係る情報連携について届出書が提出されたところでございます。

後ほど御承認いただく届出のうち、主な事例としまして、例えば「①子どもの医療費助成に関する事務」では、地方公共団体で実施している子ども医療費助成事業に所得要件を課している団体がございますけれども、これまでは、転入されてきた方につきましては、所得に係る添付書類を提出していただく必要がございました。マイナンバーによる地方公共団体間の情報連携により、そのような所得に係る添付書類や住民票を提出いただく必要がなくなるというメリットがございます。

もう一つの例としまして「⑦地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務」は、国が公営住宅法に基づいて設置している公営住宅と同様、地方公共団体が設置している市営住宅や町営住宅等でございます。低所得者向けの住宅ということで所得要件を課している場合、自治体間の情報連携により添付書類を削減できるというメリットがございます。

資料4(2)に戻っていただきまして「独自利用事務の情報連携に係る届出の承認について」でございます。地方公共団体から提出された独自利用事務の情報連携に係る届出書につきまして、委員会規則で定める要件に合致するか審査しました。審査の結果、四角囲みの自治体から提出された届出について、29年7月からの情報連携の対象と認めることとしたいと存じます。地方公共団体の数としまして1,020団体、うち都道府県が38団体、市町村が982団体、届出数としましては5,874件でございます。

続きまして「(3)届出の公表について」でございます。

まず①としまして、委員会ホームページでは、独自利用事務ごとに連携予定の地方公共団体名の一覧を掲載する予定です。

その上で②としまして、連携予定の地方公共団体におけるホームページにおいて、より詳細な内容を公表いただくことを考えております。具体的には、地方公共団体名に加え、連携予定の独自利用事務の名称と準ずる法定事務の名称、地方公共団体で定める番号利用条例の名称、それぞれの独自利用事務の実施について規定している根拠規範の名称等です。

委員会のホームページ上に、これらの情報が掲載された地方公共団体のホームページに飛べるようリンク設定を行いまして、委員会のホームページからたどって確認できるようにしたいと考えてございます。

説明は以上になります。よろしくお願ひいたします。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見を願ひします。

丹野委員、どうぞ。

○丹野委員 感想ですが、独自利用事務の情報連携がいよいよ今年7月から始まるということで、マイナンバーが非常に役に立つのだなと実感を持って迎えてもらうための端緒になると思っておりますので、是非遅れないように始まっていただきたい。

それから、委員会のホームページにリンクを設定するという点についてですが、リンク先に飛んだら地方公共団体のホームページのトップページが出てきたのでは、そこからまた探すのが大変です。当該公表ページにリンクできると非常に利便性が高いと思いますので、是非やっていただきたいと思います。

○堀部委員長 他にいかがでしょうか。

特に御意見がありませんので、地方公共団体から提出されました届出書について承認することとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○堀部委員長 ありがとうございます。

それでは、承認することといたします。

事務局は、この承認を踏まえまして、適切に公表できるよう、引き続き必要な手続を進めていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

次に、議題5「海外出張報告について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局 資料5をご覧ください。

先週、其田事務局長、坂巻参事官、私とでベルギーに出張へ行ってきましたので、その御報告をさせていただきます。

1つ目の○ですが、平成29年1月18日、当委員会事務局長が、アストラ欧州委員会司法総局長及びデータ保護スーパーバイザーのブッタレリ総裁を訪問し、協力対話等を実施いたしました。各訪問先との協力対話の概要は、以下のとおりとなっております。

まず、アストラ司法総局長ですが、当委員会から活動実績や我が国の改正個人情報保護法の全面施行に向けた政令・規則等の制定について御説明をいたしました。また、欧州委員会司法総局からは、EU一般データ保護規則に関する考え方等について説明が行われま

した。

日EU間の個人データの越境移転を円滑に進めるために、これまで司法総局と当委員会で積み重ねてきた双方向の対話を継続的に行い、技術的な論点についての議論を深めていくこと、また、近々対話を行うことで一致をいたしました。

EDPSブッタレリ総裁ですが、当委員会から活動実績や我が国の改正個人情報保護法の全面施行に向けた政令・規則等の制定について説明を行った後、国際的な個人データ移転における保護制度のあり方などについて議論をいたしました。

また、個人データの保護に関する監督機関同士の執行面における相互協力のあり方についても意見交換を行い、今後も連携を続けていくことで一致をいたしました。

以上の2つの訪問先に加えまして、事務局長は、1月19日木曜日にティーマーマンズ欧州委員会筆頭副委員長官房を、翌日金曜日にアルブレヒト欧州議会議員を訪問し、意見交換を行いました。

以上でございます。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いします。

熊澤委員、どうぞ。

○熊澤委員 EUのいろいろな部門の方々と実際に会って意見交換したり、情報のやりとりをしたということで、非常に意義が深いものと思っております。

1月10日に欧州委員会が政策方針を出して、その中で、アジアとの中で日本というものをトッププライオリティーに置いているとはっきり明記されていたということで、そういう意味でも非常に環境がよくなってきているのかなと思っております。

この機運を生かして、欧州委員会司法総局にこのように引き続き技術的な議論を進めていってほしいと思いますが、非常にこの部分は難しいものがたくさんあるかとは思いますが、是非粘り強く精力的に進めていっていただきたいと思っております。よろしく願います。

○堀部委員長 他にいかがでしょうか。

手塚委員、どうぞ。

○手塚委員 今、熊澤委員からもお話がありましたけれども、今回の御報告を伺いまして、司法総局長、それとEDPS、更には欧州委員会筆頭副委員長官房、欧州議会議員、こういう方たちを精力的に忙しい中お回りいただいて、それぞれのところで我が国の改正個人情報保護法についてしっかりと御説明してきていただいたという点は、非常に意義のあることかと思っております。

あわせて、向こうとフェース・ツー・フェースで議論するというのは非常に大事なことだと思いますが、今回の御報告も聞いて、そういう点では非常にお互いに理解と信頼が深まり、それぞれの内容について意見が深まったということは、本当に今回の出張は非常に意義のあるものだなと感じております。

そういう点で、トッププライオリティーにも挙げられている我が国ですから、是非今後もうこういう円滑な個人データの取扱いについて、情報を共有していくこととあわせて、今度はEU各国のそれぞれの機関もごさいますので、そういうところとも是非精力的に、今後意見交換して行って、我が国の状況を御理解いただいてももらえればと思います。そういう意味で、是非今後も双方向の意見交換をますます深めていただいで、意義のあるものにしていただければと思います。

○堀部委員長 他にいかがでしょうか。

委員会としてのオフィシャルな取組につきましては、昨年の7月29日と11月8日に決定をして、その内容を公表してきております。それを今回更に進める結果になりましたので、このような話合いを今後とも続けていくようにしたいと思いますし、事務局におきましても、対応していただきたいと思ひます。今回は特に其田事務局長自ら出かけて行って、話合いしてきていただきまして、ありがとうございました。今後ともよろしくお願ひいたします。

ありがとうございました。

本日の議題は以上です。

本日の会議の資料につきましては、資料1-1から1-5及び3-1から3-7までについてはパブリックコメントの開始日に、その他の資料については準備が整い次第、委員会のホームページで公表したいと思ひます。よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○堀部委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

本日の会議は閉会といたします。

今後の予定につきましては、福浦総務課長から説明をお願いします。

○福浦総務課長 次回は、2月10日金曜日の14時から、この会議室で行う予定でございます。

本日の資料は、ただいまの決定どおりに取り扱います。

以上でございます。本日は誠にありがとうございました。